

「小樽市新型インフルエンザ等対策行動計画(原案)」に対して提出された意見等の概要及び市の考え方等

1 意見等の提出者数	1人、0団体
2 意見等の件数	8件
3 上記2のうち計画等の案を修正した件数	0件
4 意見等の概要及び市の考え方	

No.	意見等の概要	市の考え方等
1	<p>【計画全般】</p> <p>市外から新型インフルエンザ等が入って来ることを前提としているように感じる。仮に小樽市が、最初に感染した地域だった場合や、世界で初めての新型インフルエンザ等の発生源だった場合、果たしてこの計画は通用するのかと、少し不安に感じる。</p>	<p>本計画は、新型インフルエンザ等が国内外のどこで発生した場合であっても、迅速かつ的確に初動対応を開始できるよう策定しております。本市が発生源となる事態も含め、異常な患者発生を早期に探知する「サーベイランス(第3部第3章)」や、国・道と連携した「情報収集・分析(第3部第2章)」の体制を整えており、発生場所を問わず機動的に対応可能となっております。</p>
2	<p>【第2部 第1章 第3節 1(4) 医療提供体制、検査体制等の平時の備えや取組】</p> <p>どのように充実させるのか疑問がある。病院経営の合理化という案件について目にしたこともある。資金や人員の面で、医療体制の維持が難しいと言われている状況で、果たして平時の備えをする余裕がどこにあるのかと思うからです。ここに限らず、計画全般的に、情報収集・分析・提供、サーベイランス、水際対策、まん延防止等色々多岐に考えられていますが、そのための人員や物資を備えるための人とカネの裏付けがあるのか疑問がある。</p>	<p>医療提供体制の維持については、平時から道内医療機関と締結する「医療措置協定(第3部第8章)」に基づき、有事の病床確保等を計画的に進めております。また、特措法では、有事において国は、地方公共団体が施策を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を講ずることとされています。</p> <p>また、本計画の上位計画である北海道医療計画において、医師や医師以外の従事者の確保等も計画的に進められております。本計画による対策を平時に推進することが、有事の人員不足を招かないための方策ともなります。</p>
3	<p>【第2部 第1章 第3節 2(2) 医療提供体制と市民生活及び地域経済への影響を踏まえた感染拡大防止措置】</p> <p>十分留意とあるが、これは命を犠牲にして経済を優先させることなのかと不安に思う。ある一定数以下の人たちが感染し死亡する程度なら、地域経済の影響を優先するというように思うが、それは社会正義的に良いのか。</p>	<p>対策の最大の目的は「市民の生命及び健康の保護」であり、最優先として、責務を遂行してまいります。(第2部第1章)。地域経済への配慮は、倒産や失業といった社会不安から生じる二次的な健康被害や生活破綻を防ぎ、市民生活をトータルで守るためのものです。科学的知見に基づき、状況に応じて最も効果的かつ社会的影響の少ない対策を選択してまいります。</p>
4	<p>【第2部 第1章 第3節 3 基本的人権の尊重】</p> <p>制限を必要最小限にする必要があるが、もちろん、その通りだと思う。しかし、その判断をする間もない場合が想定されないだろうか。とりあえず、一旦制限をして、後ほど余裕が出てきた段階で、権利制限によって生じた損害の補償をするという手順を考えておいた方が良いように思う。</p>	<p>基本的人権の尊重は、新型インフルエンザ等対策の実施における大原則であり、行動制限等は特措法に基づき、必要最小限の範囲で行われます(第2部第1章第3節)。要請や制限に伴う損害への支援等については、国の基本的対処方針や支援策に基づき、迅速かつ適切な対応がなされるよう、財政対策部門と連携して取り組んでまいります。</p>
5	<p>【第2部 第1章 第3節 5 関係機関相互の連携協力の確保】</p> <p>政府や道の対策本部との連携を図るとあるが、有事の場合、小樽市以外の多くの自治体も小樽市と同様にかつ同時に政府や道に要請等を行うことが容易に予想され、逼迫し、十分な連携が取れない場合があるように思うが、そのあたりはどのように考えているのか疑問がある。</p>	<p>市は、住民に最も近い行政単位として、厚生労働大臣による発生の公表があった場合には、市保健所の担当「感染症対策部」を設置することが可能です(第2部第5節)。新型インフルエンザ等の発生によって、業務量が大幅に増加した際にも、国や道と迅速に連携をとることは、対策推進の基本であり、平時からの体制整備が必要不可欠と考えております。そのため、道が実施する感染症危機管理対応訓練等や検疫所主催の移送訓練に協力するなどして、平時から、国や道との情報共有や連携体制の維持・構築に努めてまいります。</p>

No.	意見等の概要	市の考え方等
6	<p>【第2部 第1章 第4節 3 市の役割】 ただ受動的に政府や道の判断を待つのではなく、孤立無援な状態になっても能動的に行動できる体制構築を加えた方が良いように思う。</p>	<p>No5でもお示ししたとおり、国や道と連携した上での対策推進が基本となります。厚生労働大臣による発生の公表があった場合には、市保健所の担う「感染症対策部」の設置を検討し、必要な対策を講ずることのできる体制を整備しています(第2部第5節)。また、本市独自で感染防護具等を備蓄するほか、平時における実践的な訓練をとおして、感染症有事の初動期から迅速に対応できるよう、体制を強化してまいります。</p>
7	<p>【第3部 第3章 サーベイランス】 症状の発生をもとに行うのか。感染してから症状が出るまでの潜伏期間が長い場合、意味をなさない取組のように感じる。一定間隔で、無作為に抽出した一定数の市民に対する精密検査を行うみたいなどころまで行わないと有効ではないように思う。</p>	<p>サーベイランスとは、感染症の発生状況の程度や傾向を把握し、より迅速に対策を講ずることを目的としています。平時から感染症法に基づき、国が整備・運用しているシステムにおいて、感染症の発生状況等の情報収集を実施しています。これらの情報は、感染症の特徴に応じた適切な対策につながるよう、国立健康危機管理研究機構(JIHS)等において、調査・分析され、感染症発生予防や拡大防止に役立てられています。無作為抽出検査の実施については、有効性及び社会的資源の配分を考慮し、国の方針に基づき最適な手法を検討してまいります。</p>
8	<p>【第3部 第4章 第2節 2-3 偏見・差別等や偽・誤情報への対応】 科学的知見に基づいた情報提供を強調していますが、不十分だと思ふ。情報の内容以前に、情報提供者の信頼性が重要ではないか。情報源が確かに信頼できることを保証する何らかの対応を考えた方が良いように思う。</p>	<p>御指摘のとおり、市民等が正しい情報を入手するためには、情報提供者の信頼性が重要です。そのため本市は、国(JIHS等)や道が提供する科学的根拠に基づく情報を、迅速かつ一体的に発信します(第3部第4章)。また、偽・誤情報の流布に対しても、公式SNSやホームページ等を通じて正確な情報を繰り返し提供することにより、情報の信頼性向上に努めてまいります。</p>

* 同じ内容の意見が複数ある場合は、「意見等の概要」の最後に件数を記載してください。

* 計画等の案を修正した場合は、「市の考え方等」の欄に修正箇所を併せて記載してください。